

第 3 回 桐生市農業委員会議事録

開会日時	令和5年8月25日(金) 午後 2時 00分
閉会日時	同 上 午後 3時 27分
開催場所	桐生市市民文化会館 スカイホールB (4階)
出席委員	<p>24名</p> <p>農業委員</p> <p>1番 富田 正次郎 2番 杉戸 恵司 3番 山形 啓子 4番 川口 賢一 5番 山形 ちづ代 6番 井田 秋雄 7番 星野 重彦 8番 山形 栄子 9番 坂本 久美子 10番 星野 昭彦 11番 中島 篤 12番 渡辺 隆司 13番 矢内 鉄男 14番 今泉 芳雄</p> <p>農地利用最適化推進委員</p> <p>1番 金子 博一 2番 荻原 完一 3番 新井 茂夫 4番 木村 聡 5番 大澤 隆 6番 小菅 雄一郎 7番 高沢 良満 8番 丹羽 康博 9番 中村 耕一郎 10番 齊藤 克代</p> <p>[遅刻委員]</p> <p>[中座委員]</p> <p>[早退委員]</p>
欠席委員	<p>11番 深澤 憲司 12番 太田 亮一</p>
議事参与	<p>5名</p> <p>事務局長 新井 八寿代 主査 鳥井 貴史 次長 今泉 勝浩 係長 栗原 理笑子 主査 春原 純子</p>
議 事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 会期決定の件</p> <p>日程第3 第6号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会処分 4件</p> <p>第7号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請 について 委員会処分 2件</p> <p>第8号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 委員会処分 8件</p> <p>日程第4 第9号議案 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に よる諮問について 委員会処分 3件</p> <p>日程第5 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について</p>

開 会 午後 2 時 00 分

議 長

ただ今から第3回桐生市農業委員会を開会いたします。

ただ今の出席委員は農業委員14名、推進委員10名であり、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第26条第3項の規程に基づき、5番山形ちづ代委員及び6番井田委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の鳥井主査を指名いたします。

日程第2「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

日程第3 第6号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が4件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局

はい。議長。

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号7番、8番、9番につきましては、別添調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

受付番号10番につきましては、営農型太陽光発電施設での売電事業を引き続き実施するため、申請されたものでございます。営農型太陽光発電の転用許可期間は、3年間でございますので、これを更新するため、3年に一度、許可期間終了前に申請するものとなります。

本件は、被設定人が設定人の農地の上部に太陽光発電施設を設置していることから、区分地上権を設定するものであり、農地法第3条第2項各号の要件に該当しないものとなります。

営農下部では賃貸借にて別法人がミョウガの栽培を行っております。

申請時に確認をした直近の報告によりますと、7月時点の収量が30%となっており、地域の平均単収の8割を割っております。耕作者に理由を確認した

ところ、根腐れを起こしてしまい、その後そこを掘って肥料を与えたり酵素・炭・灰を入れたりして対策をしているとのことでした。なお有機栽培の申請を県に行くため、消毒はしていないそうです。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 続きます、この件について8月24日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

2番農業委員 はい。

議 長 はい。2番杉戸委員。

2番農業委員 2番杉戸でございます。昨日、2番荻原推進委員と事務局2名、計4名で現地調査に行きまいました。受付番号7番について、報告いたします。場所は、裏面の地図をご覧ください、お分かりになると思います。国道353号の下、関集会所の北にあります。2筆共、遊休農地になっているようです。草刈りはしてありますが、田植えはしてありません。隣接した譲受人所有の田は米が植えられているので、譲受人が購入すれば、きれいな田んぼになると思います。遊休農地が解消されるという点では、良いことだと思います。地域の意見がございましたら、付け加えていただければ幸いです。

受付番号8番、これは梨木香林線を新里中学校に向かって行きますと、手前にアウルこどもクリニックがございますが、その近くの少し高くなったところにあります。譲受人は、この土地で牛の飼料を栽培したいと考えているとのことです。トラクターを入れていますが、この夏の暑さもあり、少し草が生えている状態です。譲受人が新里の方になるので、きれいな畑になることを期待しています。

それから、受付番号9番ですが、これは梨木香林線を新里北小学校に向かって行くと、梨木香林線と新里社会体育館からの道が交わる三角に地帯にあります。譲受人はすぐ近くの方です。最近、トラクターを掛けたようですが、何も耕作はされていません。今後、譲受人が利用するという事なので、きれいな田んぼになることを期待しています。

そして、受付番号10番ですが、これは、今年も事務局と現地調査に行った営農型太陽光の施設です。地主と土地利用者と太陽光業者と三者三様のギャップが出てきています。営農型太陽光発電が導入された当初は、農業所得を上げるため、土地の所有者、耕作者、太陽光施設の所有者は同じでした。その後、法律が改正され、人の土地にも太陽光施設を作れるようになりました。今回は、施設の下に農作物が耕作されているかどうかしか確認出来ませんでした。2列目に植えられた、ミョウガが枯れていました。親木が少ないなと感じました。後の部分は、あのくらいの生育ぶりで仕方ないと思われました。以上です。

議 長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。
ご質問はありませんか。

3番推進委員
議 長

はい。
はい、3番新井推進委員。

3番推進委員

太陽光発電についてですが、受付番号10番の方は、今年の2月の平均収量は30%と聞いていますが、前年と前々年はどうなっていますか。

議 長
事 務 局

はい、事務局。
はい。先程、申し上げられた30%という数字は、2月の状況報告の数字ではなくて、今年の7月までの単収となっております。令和4年の単収は403kgということで80.9%、令和3年は497.4kgで、99.8%となっております。以上です。

3番推進委員

それを証明するものは、何か添付されていたでしょうか。例えば、販売した納品書とか、その類のものは提出されていたでしょうか。

事 務 局

資料として、採れた収量を示した表が、添付されています。

3番推進委員

意味が分かりません。表というのは何を示していますか。

事 務 局

採れた収穫量を示した書類です。

3番推進委員

どういう書類でしょうか。どうやって作ったものですか

事 務 局

自分で作成して、こちらに提出してもらったものがあります。

3番推進委員

事務局へは、自分で作ったデータや書類を販売した表として、提出したのですか。

事 務 局

自分で作成した書類をそのまま事務局が受け入れたのか、指摘をした箇所があったのかという意味ですか。

3番推進委員

通常ですと出荷量を証明する証明書の写しを提出するとなっておりますが、自分で書いたものを提出したのでは、出荷量を証明したことにならないですね。市場に出荷したのなら、必ず何か証明できるものが残っていますよね。そういう書類が無いということですか。

事 務 局

今回、提出された資料には添付されていませんでした。

3番推進委員

それ以前もそうですか。

事 務 局

それ以前の添付された資料は、自分の所の収穫量を示したものが提出されています。

3番推進委員

ということは今年の7月までに採れたのは30%、その前の年はどうですか。

事 務 局

80%です。

3番推進委員

去年から現場に行っていますが、今年と比較して作付けや状況は全く同じような感じですよ。なのに、昨年が80%で今年が30%というのは、おかしくないですか。その前が497kgで99.8%ですよ。こんなことは、有り得ません。

事 務 局

過去3年間の数字に関しては、1年間を通しての状況報告です。

3番推進委員 1年通しては採れないので、7月で30%ならそれ以上は余り採れません。通常、あのやり方では採れません。なぜ、作った本人が提出した資料をそのまま信用するのですか。私には全く理解出来ない。これは一番重要なポイントです。

事務局 3番新井推進委員がご指摘されたように状況報告の虚偽を確認するためには、状況報告が提出されたら、直ちに営農者の事務所に立ち入り検査を行い、目の前で作物の収量を計測し、状況報告書との違いが出た場合に初めて指摘することが出来ます。ただし、消費期限がある作物を立ち入り検査まで保管しておくのは、非現実的と思われます。そもそも、法律で立ち入り検査を行う権限が与えられていません。よって、報告書の数字上の虚偽を指摘することは出来ない状況です。

3番推進委員 確かにその通りだと思いますが、何の疑問も持たなかったのですか。

事務局 仮に疑義が生じたにしても、事務局としては提出された書類を受理するという対応を取らざるを得ないのが現状です。

3番推進委員 受け入れるのは当然ですが、その時点で出荷量を示す書類をなぜ請求しなかったのですか。

事務局 法律には出荷伝票を提出することという記載がないので、出荷伝票の提出を求めることが出来ないのが現状です。

3番推進委員 それでは、何でもありということですね。30%しか採れなかったことに對して、何か報告は受けていますか。

事務局 改善策として、酵素、灰、炭を入れているという報告を受けています。

3番推進委員 消毒もしないので、病気が蔓延したということですか。ミョウガの場合、この病気に罹ると復活出来ません。なおかつ、この状態では有機栽培は絶対に出来ません。あの作付けの仕方では、8割の収量を上げることは出来ません。ミョウガは根で採るんです。あのように土盛りしたのでは、採りようがありません。毎年植えたと言いましたが、ミョウガは、1年目は採れないんです。2年目3年目に根が出てくるから、採れるんです。毎年植え替えているのでは、絶対に収穫出来ません。農家ではないから知らないと思いますが、以前にも私は指摘しています。あれでは8割は行きません。やる気が無いということです。本人も、8割行かないということは分かっていると思います。私に言わせれば虚偽の申告をしているということです。

議長 3番新井推進委員、収量が上がらない話は分かりました。何を皆さんに最終的にお伝えしたいのか、話していただけますか。それによって、皆さんに次の判断していただきたいと思えます。

3番推進委員 私は許可しないということを希望します。ただし、皆さんが許可するというのなら、8割採れるような改善計画を提出するよう求めます。

議長 3番新井推進委員の発言によりますと、今のやり方では8割の収量が上がらないということですが、これまでこの数値をクリアしたケースはありません

でした。この事案は設置後、3年が過ぎ更新の時期がきて収量が上がらないということがはっきりしました。先程、今泉次長からお聞きしたのですが、営農型太陽光施設の撤去指導は出来るが、強制的に撤去を執行した例は、県内では無いそうです。この委員会でも、植えたものが枯れてしまったので、1年の猶予を与えて改善してもらったというケースはありました。私達も昨年からは営農型太陽光施設の現地調査をして、改善の指導をしたということはありません。この申請は3年間の許可をいただきたいというのですが、過去の事例と照合してそぐわないものであれば、1年にするか2年にするかお考えいただき、各委員さんのご意見を求めます。

(意見出ず)

先程、3番新井推進委員が述べられたように「許可を出せません」というのは、法律に条項が無いので、裁判になった時にどのように対応していくのか…。私も各地の農業委員会で営農型太陽光施設が問題になっていることは聞いています。

3番新井推進委員以外の委員の意見を求めます。

3番推進委員 はい。よろしいでしょうか。本件は売電業者が行っている営農型太陽光施設ですね。地上権を利用したものは、他にも同様の事例がありますね。桐生市農業委員会は他の市町村に比べて、基準が甘いと言われていています。報告に対して疑問があれば、何か言うべきです。何も言われなから、報告に従って桐生市農業委員会は通してしまっていると私は思います。

議長 はい。2番杉戸委員。

2番農業委員 3番新井推進委員の言う通り、営農型太陽光施設の調査は昨年からは行っています。太陽光施設は平成24年ころから始まっています。当初の目的は、農家の収入を上げるために自分の土地に設置するものでした。ところが、資本のある業者が入ってきて、土地を借りて太陽光施設を作るという形態が多いですね。事務局が指導するとすれば、県の農業指導センターの指導を受けて、1～2年の経過観察をする等の条件を付けたらどうですか。

また、地上権だけでなく、土地の貸借についての書類も付けさせるなどの指導もさせたらいかがですか。

13番農業委員 身内で普通畑にミョウガを植えた者がいましたが、何年かで全滅しました。ミョウガは何十年も続きません。その方は、現在、柿を栽培しています。

3番推進委員 それは、消毒、きちんとした管理をしていないからです。

13番農業委員 病気が入ると全滅してしまうそうです。それで、3番新井推進委員の所も柿にしたわけでしょう。

3番推進委員 私の所は、違います。病気が入ったわけではありません。

13番農業委員 水など、あれだけ素晴らしい管理をしていたのですから…。

3番推進委員 作ろうと思えば、作れます。

議長 他にございますか。

事務局
議長
事務局

はい。

はい。どうぞ。

事務局としましては、申請書であれば不備等を指摘して不受理ということもありますが、状況報告となりますとその場で真偽について言及するのは難しい状況です。今回、ご審議いただいたことをきっかけにして、余りに酷い報告がないように、県の農業指導センターに相談するなどして、委員さんに報告出来るような方法を検討してまいりたい。以上です。

議長

他にご意見はございますか。

5番農業委員

はい。

議長

はい。5番山形ちづ代委員。

5番農業委員

この圃場は、近所の友人の上に社長がいて、ミョウガを栽培しています。10月まで出荷出来るので、注視していきたいと思います。7月までの収量でなく、9月まで待っていただき、8～9月の収量を加味していただきたい。

議長

ここで、私の方から、まとめとして農業委員さんの挙手を求めます。

3番新井推進委員が述べられたように「許可は出せない」と思う方は。

(なし)

それでは、「3年でよろしい」と思う方は。

(1名の挙手あり)

それでは、「1年ないし2年」でよろしいと考えるのが残りの方ですね。

それでは、1年ないし2年のどちらかに決めたいと思います。まず、1年でよろしいと考える方は。

(なし)

では、2年でいう方は。

(賛成者 挙手)

それでは、この10番の営農型太陽光に関しましては、県の農業指導センター等に指導していただいた上で、2年でやっていただくということにいたします。

これから採決します第6号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号10番は、ただいま図りましたが、他に3件ございます。皆さんの賛否を図りたいと思います。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございますので、承認いたします受付番号10番につきましては、指導しつつ2年ということで決定いたします。

続きまして、日程第3 第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請」について、委員会処分が2件ございます。

以上を議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局
議長
事務局

はい。議長。
はい、事務局。

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

この計画変更申請につきましては、農地法の転用許可を受け、所有権の移転を受けた者が、転用行為を実行せず、かつ、許可取り消しが困難な場合に、必要となる手続きでございます。

受付番号1番及び2番の申請地につきまして、平成7年4月に農地法第5条の許可を受けまして、転用許可前の所有者から当初の転用計画者に売買で許可が行われておりますが、計画していた事業が中止となったことから、許可取り消しではなく、受付番号1番について新たな譲受人が露天資材置場用地、受付番号2番につきましては新たな譲受人が一般住宅用地として利用するため、計画変更申請が提出されたものでございます。

当初の計画では、前土地所有者と現土地所有者がそれぞれ一般住宅用地として利用する予定でしたが、他の場所に建築をすることとなり、当初予定していた計画が中止となってしまったということでございます。なお、前土地所有者が所有していた土地に関しましては現土地所有者が相続にて取得しております。

なお、関連案件といたしまして、このあとご審議いただきます、第8号議案受付番号11番で露天資材置場用地、受付番号12番で一般住宅用地として5条の農地転用許可申請もされております。

これは、申請地が農地のままであるため、先程の5条許可の計画変更申請と併せて、新規の転用計画者による5条の許可申請も改めて必要となるものでございます。

農地法の運用上から、それぞれ2つの申請が提出されることとなりますが、ご審議いただく内容は同一のものとなります。

この第7号議案では、平成7年4月に許可となっております、群馬県指令(中農)第72号の計画を変更することについて、ご審議いただけますようお願いいたします。

議長

以上、事務局より説明がございました。
また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。
ないようですので、これより質疑に移ります。
ご質問はありませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請」について、委員会処分が2件ございますが、本件を計画変更申請のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第7号議案は計画変更申請のとおり承認されました。

日程第3 第8号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が8件ございます。

以上を議題といたします。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい、事務局より説明願います。

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

まず、受付番号11番、12番、15番、16番の立地基準につきまして、土地改良区内にある農地であるため、第1種農地と判断しますが、地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されると思われれますので、基準を満たしていると考えます。

受付番号13番の立地基準につきましては、生産性は低い農地で、小集団の農地の区域内でありますので、第2種農地と判断します。

受付番号14番の立地基準につきましては、土地改良区内にある農地であるため、第1種農地と判断しますが、例外許可規程により、営農型太陽光発電設備の設置のためであり(一時転用)であるため基準を満たしていると考えます。

受付番号17番、18番の立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域内でありますので、第3種農地と判断します。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われるので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上11番から18番まで農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

続きまして、この件について8月24日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

2番推進委員

はい。

議 長 はい。2番萩原推進委員。

2番推進委員 2番推進委員萩原でございます。8月24日杉戸委員と事務局2名とで、現地調査をしてまいりましたので、ご報告させていただきます。

受付番号11番ですが、一般県道梨木・香林線を北上しますと、右側に成田山赤城寺専用駐車場がございますが、太陽光施設を挟んだ北側が申請地です。転用目的は一般住宅用地から露天資材置き場になっておりますが、南側が太陽光施設、北側が畑となっており、露天資材置き場とすることに問題は無いと思われれます。

続いて、受付番号12番ですが、先程説明させていただいた受付番号11の西隣が申請地です。西側が一般県道梨木・香林線になります。一般住宅用地として特段の問題は無いと思われれます。

続きまして、受付番号13番になります。国道353号を北上して、新里総合グラウンドを過ぎ、いちごECO桐生奥澤発電所の近くに申請地がございます。北側には既に太陽光施設が発電しており、東側は山林となっており、太陽光施設を設置するのに問題は無いと思われれます。

受付番号14番は、既に第6号議案の受付番号10番で取り上げられた案件です。営農型太陽光発電の継続申請で、ミョウガ畑の上に設置されたものです。

受付番号15番ですが、これは3号線を大間々方面に向かうと左奥に、さくら苑がございます。その近隣に申請地がございます。周りは住宅地になっております。道を挟んだ東側は耕作されていない田がありますが、一般住宅用地として問題は無いと考えます。

次に受付番号16番になります。やはり、3号線を大間々に向かい新川の信号を左折、次の信号も左折、鏑木集会所の角を右折すると程なく申請地があります。南側は道路を挟んで住宅、西北側も住宅、東側も道路を挟んで住宅と露天資材置場用地として、特段の問題は無いと思われれます。

次に受付番号17番になります。3号線を大間々に向かい、上毛電鉄の踏切を渡り、新川八幡の信号を左折し、程なくして申請地があります。東側と北側が工場、南側が住宅地、西側が道路を挟んで住宅地になっております。こちらも露天資材置場用地として、特段問題は無いと思われれます。

最後に受付番号18番になります。国道122号線を日光方面に向かい、宿廻の信号を左折、ひまわり団地方面へ右折すると、程なく申請地があります。道路を挟んで南側は住宅、東側と北側も住宅となっております。現存している建物と西側の空き地には段差がありましたが、一般住宅用地として特に問題は無いと思われれます。調査結果の報告は、以上でございます。

議 長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

(なしの声)

これより、質疑に移ります。ご質問は、ございますか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

第8号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が8件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。
よって、第8号議案は許可相当として承認されました。

日程第4 第9号議案「農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による諮問について」、委員会処分が3件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい、事務局。

事務局 (議案書より順次・申請地詳細・契約内容等を朗読)

以上、利用権設定総括表1番及び所有権移転総括表1番、2番について、農業経営基盤強化促進法附則第5条の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 続きまして、この件につきましても、8月24日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いします。

2番農業委員 はい。

議 長 はい。2番杉戸委員。

2番農業委員 利用権設定総括表1番ですが、これは東新川駅裏の社会福祉法人三和会藤和荘の裏手になります。継続利用で路地物のナスがきれいに植えられており、このまま使ってもらいたいと思います。

所有権移転総括表1番は資料の地図にある通り、桐生と大間々町上神梅との境、林牧場の南の三角地帯にあります。平地というより段々になっており、10～20cm位の草と木が生えており、畑として整備するには個人農家では難しいと思われる。きれいにしてもらえらるなら、その方が好ましいと考えます。

所有権移転総括表2番は、赤城カントリーの管理棟の南、群馬用水の配水池を下ってくると現地になります。ふじ蔓が茂って、建屋も見えない状態です。

豚舎を建てるのなら周りが豚舎なので、問題は無いと思います。

以上です。

議 長

以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

これより質疑に移ります。ご質問はありませんか。

6 番農業委員

はい。

議 長

はい。6 番井田委員。

6 番農業委員

利用権設定の受付番号 1 番について、設定する利用権の契約期間が 1 年とな
っていますが、何か理由はありますか。これは当事者同士で決めれば良いので
すか。現地調査員の方にお伺いしたい。

2 番農業委員

この件は事務局からお願いします。

議 長

では、事務局。

事 務 局

はい。受付番号 1 につきましては、更新されたということで、詳細は存じ上
げませんが、当事者同士により 1 年で、毎年更新されています。

議 長

よろしいでしょうか。

6 番農業委員

はい。

議 長

他にございますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第 9 号議案「農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による諮問につい
て」、3 件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の
挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第 9 号議案の諮問案件については許可相当として承認されました。

議 長

日程第 5 報告第 3 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出」につい
て、事務局より説明願います。

事 務 局

はい。議長。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

報告第 3 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届け出」については、
ございませんでした。

以上でございます

議 長

今、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第 3 号について申請が

ないということで、よろしいでしょうか。

続きまして、報告4号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい。事務局。

報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」については6件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

議長

以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第4号について発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

ないようですので、これをもって報告を終結いたします。

以上で本日の議題及び報告はすべて終了いたしました。

これもちまして、本日の会議を終了いたします。

閉 会 午後3時27分

以上、会議の顛末を録し、その相違のないことを証するため署名捺印する。

会 長

5 番

6 番
